

令和2年度
U・Iターン創業応援事業
(創業促進枠)
二次募集

募 集 案 内

令和2年 10 月

目 次

●令和2年度 制度の変更点について	2
●制度の目的	3
●応募対象者	3
●応募対象者 図解	4
●助成対象事業	5
●助成事業の対象期間	5
●助成金の交付条件等	5
●助成対象経費	6
●応募の方法	7
●審査方法等	9
●事業計画の評価基準	9
●助成事業者の義務	10
●交付決定以降のスケジュール	11
●本事業の流れ	12
●助成対象外事業	13
●新潟県内商工会・商工会議所の連絡先一覧	14
●新潟県内金融機関の連絡先一覧	19

令和2年度 制度の変更点について

- ・従来の「一般枠」は、今年度より「創業促進枠」として新たに生まれ変わりました。
- ・これに伴い、要件等が変更となりますので、御注意ください。
- ・主な変更点は次のとおりです。

変更点①

対象事業及び助成限度額について

高い経済効果があり、県内企業の活性化につながるものや、新たな雇用創出が見込まれる案件を対象とします。

(評価基準の詳細は8ページを御確認ください。)

また、助成限度額が、300万円(助成率1/2)となります。

(助成金の要件及び対象経費は、4～5ページを御確認ください)

変更点②

応募対象者について

起業予定者だけでなく、起業後1年以内(詳細は3ページを御確認ください)も申請の対象となります。

変更点③

応募要件について

1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険の加入を伴う新規雇用を、1名以上達成することが必須となりました。

(詳細は3ページを御確認ください。)

変更点④

審査方法について

書面審査通過者に対して、プレゼン審査を行います。

(審査方法については8ページを、全体の流れについては11ページを御確認ください。)

●制度の目的

新潟県外から本県へのU・Iターンによる移住・定住及び成長性や新規雇用が見込まれるなど、県内経済の活性化に寄与する起業等の促進と人口増加を目的とします。

●応募対象者

県内に事業活動の本拠となる事務所を設置し、成長性や新規雇用が見込まれるなど、県内経済の活性化に寄与する事業を行う者であり、次の要件をいずれも満たし、次ページの①又は②に該当する者。

※1 (公財)にいがた産業創造機構(以下、「NICO」という)が今年度実施する他の助成金事業と併願、併用はできません。

(U・Iターン創業応援事業「地域課題解決枠」を含みます。)

※2 「新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業」による移住支援金の申請を行う場合、U・Iターン創業応援事業「地域課題解決枠」の交付決定を受けた者が、対象者となります。ご注意ください。

[要件1] 令和2年10月5日から令和3年2月26日までに起業に至ると見込まれる者(起業予定者※1)、又は創業後1年を経過しない者(創業初期の者※2)。

[要件2] 令和2年10月5日から令和3年2月26日までに雇用保険加入を伴う1名以上の新規雇用を行う者

注1 役員・三親等以内の親族を除きます。

注2 1年以上の雇用契約を結び、雇用保険の一般保険者となる労働者であることが必要です。

(事業実績報告の際に、雇用保険一般被保険者として加入したことを書面により確認させていただきます)

結果的に雇用できなかった場合、助成金は支給されません。

～ [要件1] について～

※1 **起業予定者**とは

(1) 個人開業予定者は、「開業届」が未提出の者

(2) 法人設立予定者は、法人登記が未了の者

個人事業主の「法人成り」は対象外です。

※申請時において、会社またはほかの団体等に所属する者(代表者及び役員を含む)は、交付決定2ヶ月以内に、所属する会社、団体等を退職することが必要です。

(学生及び地域おこし協力隊の任期途中の者は除く)

※本事業で対象とする法人は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、特定非営利活動法人、一般社団法人とします。

※事業承継による開業予定者も対象ですが、三親等以内の親族からの事業承継の場合は対象外です。

※2 **創業初期の者**とは

事業年度の基準日(4月1日)を起点に創業後満1年経過していない者

(令和2年度においては、平成31年4月1日以降に開業届を提出した者又は法人登記を行った者が対象)

※平成31年3月31日以前の営業実態が確認された場合は対象外です。

① U・I ターン起業

U・I ターンにより県内に移住し起業する者。U・I ターンとは、新潟県外の居住者が新潟県内に転居することをいいます。また、起業準備のために既に新潟県内に転居している者も対象とします。

※令和2年10月5日時点で転居後1年以内に限りです。

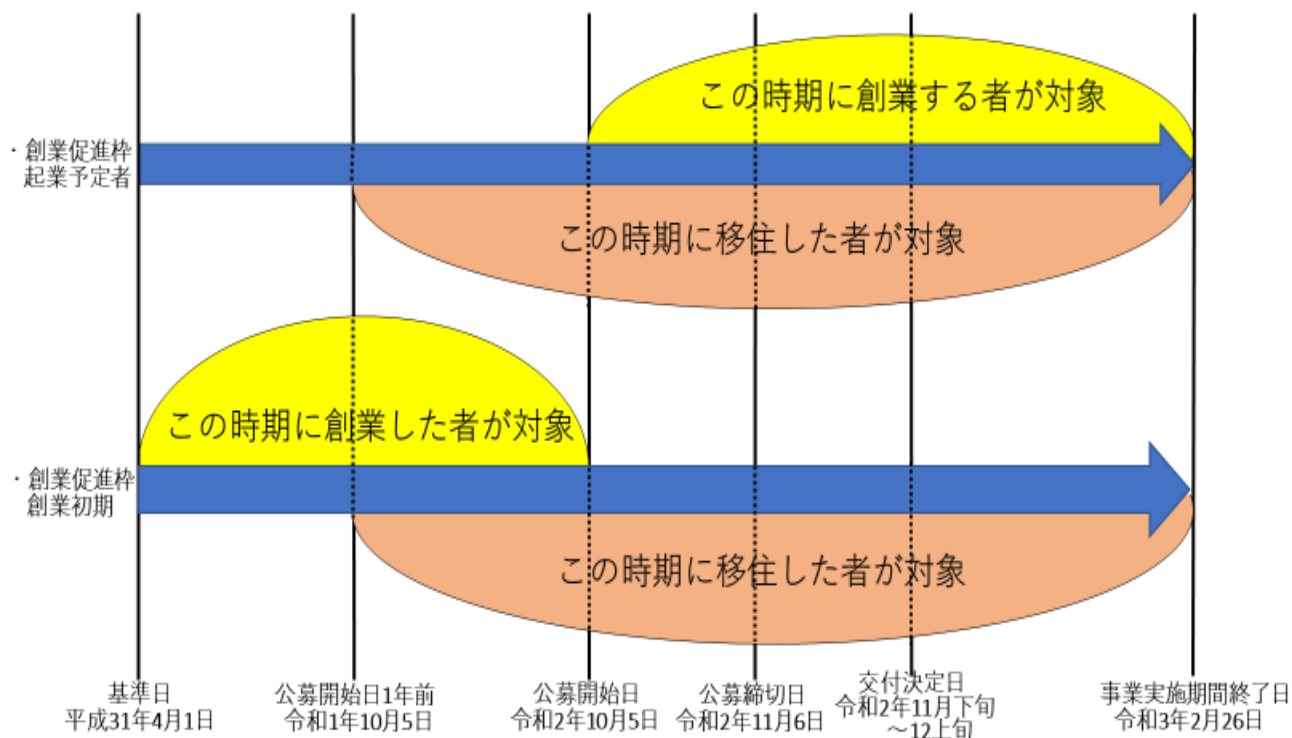
② **じもと** 定着起業

ア 進学を契機に県内に在住している県外出身の大学院生等で、令和2年10月5日以降に県内で起業する者。

また、大学等を卒業後、1年以内の者も対象とします。

イ 有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、令和2年10月5日以降に県内で起業する者（例：地域おこし協力隊の隊員）。また、有期雇用契約終了後、1年以内の者も対象とします。

●応募対象者 図解



●助成対象事業

この助成金の対象となる事業は、次に掲げる事業です。

- 1 成長性や新規雇用が見込まれるなど、県内経済の活性化に寄与することが見込まれる事業計画であること
 - ・評価基準は9ページのとおりです。
 - ・特に、県内経済や県内企業の活性化に繋がるものや、雇用創出に結びつく展望があるかを重点的に審査し、高い評価を得た案件を採択します。
 - ・事業計画は、

① 1～3年目	}	の3段階の展望を記載していただきます。
② 4～6年目		
③ 7～10年目		
- 2 1年以上の事業継続が見込まれるもの
- 3 10年の展望とは別に、3年以上の事業計画を策定
- 4 風俗営業、性風俗営業、公序良俗に反する事業のほか、NICOが不相当と判断する事業は対象となりません

(助成対象外事業は13ページのとおり)。

●助成事業の対象期間

交付決定日から令和3年2月26日まで

●助成金の交付条件等

○助成限度額

- ・300万円

○助成率

- ・1/2以内

- *1 創業に必要な経費(下限額を50万円とする)の2分の1以内を支援し、300万円を上限に助成します。
- *2 助成金の交付は経費の支払を終えた後の精算払です。

●助成対象経費

1 助成対象経費の内容

下記のうち、助成事業の対象期間内に契約、取得、支払が完了する経費が対象です。
対象期間外に契約を行った時点で、助成対象経費と認められませんのでご注意ください。
例外的に人件費、店舗等賃借料、設備のリース料については、交付決定日より前の契約であっても対象期間内の経費は補助対象とすることが出来ます。
※対象期間は、交付決定日から令和3年2月26日までになります。

経 費 区 分	助 成 対 象 経 費
事業拠点開設費	<ul style="list-style-type: none">・設備、備品費・事業所の増改築費 ※新築工事費・解体・撤去費は対象外・法人登記費用（印紙・登録免許税を除く）・消耗品費・その他、事業拠点開設費として妥当と認められる経費
事業促進費	<ul style="list-style-type: none">・人件費（本人、3親等以内の親族を除く）※基本給のみ・賃借料・光熱水費・通信運搬費・広告宣伝費・その他、事業促進費として妥当と認められる経費

2 助成対象経費の支払方法

銀行振込み、銀行口座振替のいずれかで行ってください
(※現金による支払は認められません)。

●応募の方法

1 申請書の入手方法

申請書類については、商工会・商工会議所及び金融機関に用意してあるほか、NICOホームページ(<https://www.nico.or.jp/>)からダウンロードできます。

2 申請書の作成

以下の書類を作成してください。なお、申請書の体裁に関しては、商工会・商工会議所の経営指導員又は金融機関の担当者が作成等の相談に応じます。

※連絡先は商工会・商工会議所連絡先一覧（P14～）又は金融機関連絡先一覧（P19～）をご覧ください。

- ・U・I ターン創業応援事業（創業促進枠）交付申請書
- ・U・I ターン創業応援事業（創業促進枠）事業計画書
- ・別紙 今後の展望
- ・事業経費の内容及び助成金交付申請額
- ・U・I ターン事業概要書
- ・住民票、学生証（学生の方のみ）
- ・個人情報取扱い同意書
- ・暴力団の排除に関する誓約書
- ・開業届又は履歴事項全部証明書（平成31年4月1日以降に個人開業又は法人登記完了の方のみ）
- ・許認可、免許を伴う業種の場合、許可証・免許証等のコピー

3 商工会・商工会議所又は金融機関への提出・確認書の交付

2で作成した書類を、事業を営む地域の商工会、商工会議所又は金融機関に提出してください。（締切：令和2年10月30日（金））

商工会・商工会議所の経営指導員又は金融機関の担当者が書類の確認を行い、不備がなければ「U・I ターン創業応援事業確認書」を交付します。

※ 金融機関から確認書の交付を受ける場合は、金融機関連絡先一覧（P19～）にお問い合わせのうえ、事前に申請窓口をご確認ください。

4 N I C Oへの申請書の提出

以下の書類を N I C Oに提出ください。

(締切：令和2年11月6日(金)17時30分必着)

- ・U・Iターン創業応援事業(創業促進枠) 交付申請書
- ・U・Iターン創業応援事業(創業促進枠) 事業計画書
- ・別紙 今後の展望
- ・事業経費の内容及び助成金交付申請額
- ・U・Iターン事業概要書
- ・住民票、学生証(学生の方のみ)
- ・個人情報取扱い同意書
- ・暴力団の排除に関する誓約書
- ・開業届又は履歴事項全部証明書(平成31年4月1日以降に個人開業又は法人登記完了の方のみ)
- ・許認可・免許を伴う業種の場合、許可証・免許証等のコピー
- ・U・Iターン創業応援事業 事業確認書(上記3のとおり、商工会・商工会議所・金融機関から交付)

※事業の内容がわかる、説明資料の提出も可能です。(最大5枚まで)

注意 申請書(各種計画書、免許証、修了証書、図面等含む)はすべて、日本工業規格A4版で作成して下さい。

5 応募期間

令和2年10月5日(月)～令和2年11月6日(金)17時30分必着

※提出は簡易書留による郵送または持参してください。

【申請先・お問合せ先】

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9階
(公財) にいがた産業創造機構
産業創造グループ 創業・経営革新チーム
TEL 025-246-0051(直通) FAX 025-246-0030

《助成事業の審査・採択等について》

●審査方法等

提出された書類をもとに、NICO及び外部専門家の審査員が書面審査を行います。

その後、書面審査を通過された方に対して外部専門家の審査員がプレゼンテーション審査を行います。**(プレゼンテーション審査は、ご本人でプレゼン動画を撮影していただき、NICOへ提出していただきます。詳細は書面審査通過者へお知らせします。)**

※採択された場合、申請者名、市区町村名、業種を公表します。

なお、不採択の理由についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

●事業計画の評価基準

申請された事業計画については、以下のポイントを踏まえて評価を行います。

特に、県内経済や県内企業の活性化に繋がるものや、雇用創出に結びつく展望があるかを重点的に審査し、高い評価を得た案件を採択します。

(1) **事業アイデアの独創性等**

- ・既存市場に対して、当該**事業アイデア**に独創性、優位性はあるか

(2) **マーケティング**

- ・市場、商圈等の分析、状況の把握はされており、顧客や販売方法が明確にされているか
- ・計画されている地域または分野等での需要創出に期待できるか

(3) **創業事業計画の明確性**

- ・創業の動機など、計画立案の背景が明確であるか
- ・事業内容と実施時期は明確で妥当なものか
- ・事業の目的が明確であるか
- ・事業に対して、志と熱意があるか

(4) **事業開始と事業計画の達成見込み**

- ・助成事業実施期間内の創業が見込まれるか
- ・売上・利益等の計画は妥当で達成は可能か
- ・許認可を伴う業種はその取得が可能か

(5) **事業実施体制**

- ・代表者、役員、従業員予定者等の経験（職歴、人脈等）、能力、資格は十分か。
- ・事業実施に必要な人材の確保に目途が立っているか

(6) **資金調達の確実性**

- ・事業実施にあたり、自己資金及び借入金その他による資金調達は確実か

(7) **県内経済への効果等**

- ・他の事業者間との取引額が相当程度増加することが見込まれるか

[次ページへ続きます](#)

(8) 県内経済への波及効果

- ・ 事業売上が相当程度増加することが見込まれるか
- ・ 給与等支払額が相当程度増加することが見込まれるか

(9) 雇用の創出効果

- ・ 関連企業の立ち上がり等も含め、雇用の受け皿（雇用の増加）となることが期待できるか

(10) 起業の『再チャレンジ』を積極的に支援

- ・ 『再チャレンジ』による起業で、過去の起業経験を活かした優れた事業計画と認められるものは、審査において加点要素となる

- ・ 再チャレンジによる起業を目指す場合、事業計画書の「『再チャレンジ』によるPRポイント」において、過去の起業経験がどのように活かされているのか、具体的なPRポイントを記載すること
- ・ PRポイントの項目には以前に起業した際の経緯（事業内容、廃業理由）も併せて記載すること
- ・ 上記の内容が記載されていない場合、加点対象とならない

●助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 1 助成事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部をNICOに納付する可能性があること。
- 6 事業により取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定等により収益が生じときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付する可能性があること。
- 7 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 8 助成事業の実施期間終了後（助成金の受領後）5年間、事業化状況報告を行うこと。

●交付決定以降のスケジュール

1 採否通知

審査結果を申請者に郵送で通知します。

採択された場合、交付決定日から令和3年2月26日までが助成事業の対象期間です。この間に契約、取得、支払いが完了する経費が助成対象となります。それ以外のものは助成対象外となりますのでご注意ください。

2 採択者説明会

助成金交付までのスケジュールや事務手続き、注意点についてご説明します。

3 実績報告書の提出（事業の完了後）

助成対象期間内に支払った助成対象経費に関する支払証拠書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等）の写しを報告書に添付して提出していただきます。

4 助成金の支払

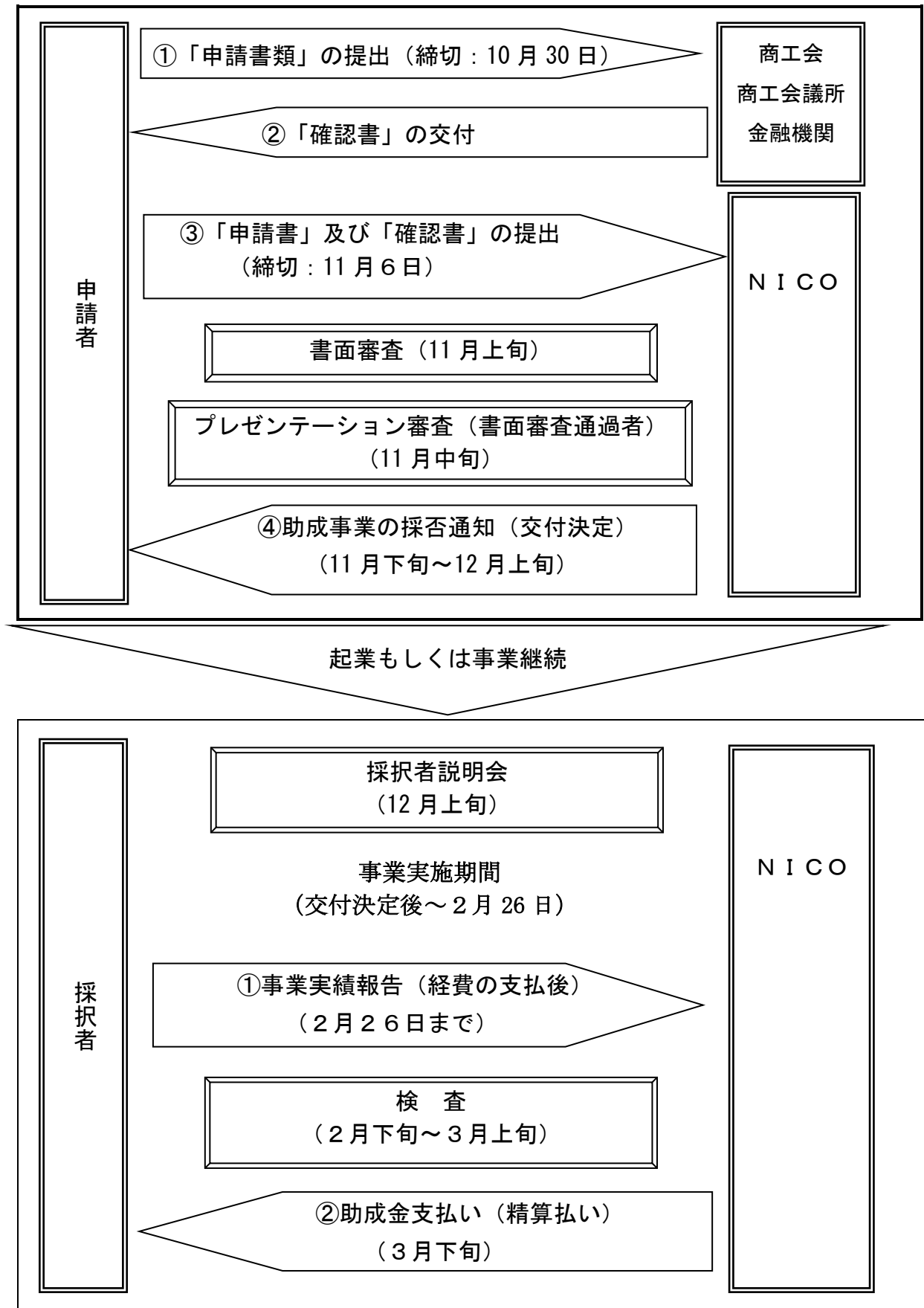
助成金は、実績報告書及び支払証拠書類を提出いただいた後、内容を精査して、助成対象経費として認められるものについて精算払でお支払いします。

ただし、要件である令和2年8月13日から令和3年2月26日までに雇用保険加入を伴う1名以上の新規雇用が出来なかった場合、助成金は支給されません。

5 事業化状況の報告（助成事業終了後5年間）

助成事業終了後（助成金の受領後）5年間、各年の事業成果について決算書の写しを添付の上、事業化状況報告書を提出していただきます。また、助成事業に関する随時調査（訪問での聴き取り含む）に、事業終了後もお協力いただく場合があります。

【参考】本事業の流れ



●助成対象外事業

- 農業
- 林業
- 漁業
- 狩猟業
- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬等の競争場・競技団
- パチンコホール
- ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
- 芸ぎ業
- 場外馬券売場及び場外車券売場
- 競輪競馬等予想業
- 芸ぎ周旋業
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主におこなうもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 病院
- 一般診療所
- 歯科診療所
- 助産・看護業
- 歯科技工所
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律事務所、特許事務所
- 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
- 公認会計士事務所、税理士事務所
- 社会保険労務士事務所
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 行政書士事務所
- 宗教・政治・経済・文化団体、LLP(有限責任事業組合)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの
 - ・風俗営業(第1項)
キャバレー(第1号)、スナック・バークラブ(第2号)、ナイトクラブ(第3号)、低照度飲食店(第5号)等
 - ・性風俗関連特殊営業(第5項)
店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
- その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業

●新潟県内商工会・商工会議所の連絡先一覧

【商工会（下越地区）】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
新潟市				
新潟西商工会	950-2112	新潟市西区内野町 537	025-262-2316	025-262-2305
赤塚商工会	950-2261	新潟市西区赤塚 5405-8	025-239-2315	025-239-2305
酒屋町商工会	950-0324	新潟市江南区酒屋町 821-10	025-280-2240	025-280-2572
豊栄商工会	950-3321	新潟市北区葛塚 3348	025-387-2264	025-387-5523
白根商工会	950-1217	新潟市南区白根 1240-3	025-373-4181	025-373-4199
小須戸商工会	956-0101	新潟市秋葉区小須戸 3611-2	0250-38-2560	0250-38-2027
横越商工会	950-0208	新潟市江南区横越中央 1-1-5	025-385-2773	025-385-4300
岩室商工会	953-0132	新潟市西蒲区西中 889-1	0256-82-3209	0256-82-5010
巻商工会	953-0041	新潟市西蒲区巻甲 2576-3	0256-72-2026	0256-73-2742
西川商工会	959-0422	新潟市西蒲区曾根 168-13	0256-88-3646	0256-88-7554
黒埼商工会	950-1111	新潟市西区大野町 3021	025-377-3155	025-377-4056
味方商工会	950-1261	新潟市南区味方 685-1	025-372-3535	025-372-2724
潟東商工会	959-0505	新潟市西蒲区三方 24	0256-86-2129	0256-86-2964
月潟商工会	950-1305	新潟市南区大別当 2668	025-375-2405	025-375-2923
中之口商工会	950-1327	新潟市西蒲区中之口 688-1	025-375-4181	025-375-5224
岩船郡関川村				
関川村商工会	959-3265	岩船郡関川村大字下関 110-2	0254-64-1341	0254-64-0423
村上市				
荒川商工会	959-3134	村上市羽ヶ榎 104-44	0254-62-3049	0254-62-5330
神林商工会	959-3416	村上市今宿 50-14	0254-66-7408	0254-66-5916
朝日商工会	958-0251	村上市岩沢字野村 5566-1	0254-72-1301	0254-72-1545
山北商工会	959-3907	村上市府屋 219-1	0254-77-2259	0254-77-2437
阿賀野市				
安田商工会	959-2221	阿賀野市保田 3726	0250-68-2208	0250-68-3515
京ヶ瀬商工会	959-2123	阿賀野市姥ヶ橋 660-5	0250-67-2743	0250-67-2178
水原商工会	959-2021	阿賀野市中央町 2-12-5	0250-62-2047	0250-62-7007
笹神商工会	959-1919	阿賀野市山崎 379	0250-62-4563	0250-62-7924
新発田市				
豊浦商工会	959-2323	新発田市乙次 475-3	0254-22-3925	0254-23-5491
加治川商工会	959-2415	新発田市住田 510	0254-33-3931	0254-33-3932
紫雲寺商工会	957-0204	新発田市稲荷岡 2371	0254-41-2319	0254-41-2044
北蒲原郡聖籠町				
聖籠町商工会	957-0117	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1640-2	0254-27-2078	0254-27-7868

胎内市				
中条町商工会	959-2642	胎内市新和町 2-5	0254-43-3624	0254-43-5773
黒川商工会	959-2807	胎内市黒川 1106-13	0254-47-2419	0254-47-2320
五泉市				
村松商工会	959-1705	五泉市村松乙 245	0250-58-2201	0250-58-8409
東蒲原郡阿賀町				
津川商工会	959-4402	東蒲原郡阿賀町津川 3581-1	0254-92-2494	0254-92-4284
鹿瀬商工会	959-4301	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬 1777	0254-92-4894	0254-92-5705
上川商工会	959-4507	東蒲原郡阿賀町両郷甲 2150	0254-95-2266	0254-95-2267
三川商工会	959-4622	東蒲原郡阿賀町白崎 148	0254-99-2064	0254-99-2063
西蒲原郡弥彦村				
弥彦村商工会	959-0323	西蒲原郡弥彦村大字弥彦 2953	0256-94-2272	0256-94-4650
燕市				
分水商工会	959-0181	燕市上諏訪 9-6	0256-97-2181	0256-98-5511
吉田商工会	959-0232	燕市吉田東栄町 14-12	0256-93-2609	0256-92-7661

【商工会（中越地区）】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
長岡市				
栃尾商工会	940-0295	長岡市谷内 2-5-9 栃尾秋葉門前商工 プラザ 2 階	0258-52-4191	0258-52-4135
中之島町商工会	954-0124	長岡市中之島 798-1	0258-66-5550	0258-66-7525
関原地区商工会	940-2035	長岡市関原町 3 丁目甲 57	0258-46-2170	0258-46-7365
二和地区商工会	940-2145	長岡市青葉台 1 丁目甲 120-8 長岡ニュータウンセンター 1 階	0258-47-0315	0258-47-0916
越路町商工会	949-5406	長岡市浦 715-11	0258-92-2247	0258-92-6347
三島町商工会	940-2306	長岡市脇野町 817-9	0258-42-2504	0258-42-2314
与板町商工会	940-2402	長岡市与板町与板甲 134-2	0258-72-2303	0258-72-3328
和島村商工会	949-4511	長岡市小島谷 3360-1	0258-74-2147	0258-74-3093
寺泊町商工会	940-2502	長岡市寺泊坂井町 9769-31	0258-75-2474	0258-75-3374
山古志商工会	940-0204	長岡市山古志竹沢乙 461 番地 長岡市山古志支所内	0258-59-2151	0258-59-2340
小国町商工会	949-5213	長岡市小国町法坂 738-1	0258-95-2404	0258-95-2432
川口町商工会	949-7504	長岡市東川口 1974-20	0258-89-2213	0258-89-2154
見附市				
見附商工会	954-0053	見附市本町 1-4-41	0258-62-1365	0258-63-1656
南蒲原郡田上町				
田上町商工会	959-1503	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3072	0256-57-2291	0256-57-5100

三条市				
下田商工会	955-0152	三条市笹岡 360-1	0256-46-3073	0256-46-3086
栄商工会	959-1153	三条市新堀 2290	0256-45-3405	0256-45-3684
三島郡出雲崎町				
出雲崎町商工会	949-4305	三島郡出雲崎町大字羽黒町 431-1	0258-78-2064	0258-78-3693
魚沼市				
堀之内商工会	949-7413	魚沼市堀之内 320-1	025-794-2433	02579-4-3218
小出商工会	946-0011	魚沼市小出島 1209-11	025-792-2124	02579-2-7067
湯之谷商工会	946-0075	魚沼市吉田 1148	025-792-1511	02579-2-8040
広神商工会	946-0051	魚沼市今泉 1477-1	025-799-3279	02579-9-3745
守門商工会	946-0216	魚沼市須原 520	025-797-2272	02579-7-2643
入広瀬商工会	946-0304	魚沼市穴沢 215-1	025-796-2152	02579-6-2166
南魚沼郡湯沢町				
湯沢町商工会	949-6101	南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2882-8	025-784-2522	025-784-3218
南魚沼市				
塩沢商工会	949-6408	南魚沼市塩沢 1112-32	025-782-1206	025-782-4044
六日町商工会	949-6600	南魚沼市六日町 76-4	025-772-2590	025-772-8061
大和商工会	949-7302	南魚沼市浦佐 478-5	025-777-3500	025-777-4165
十日町市				
川西商工会	948-0144	十日町市水口沢 76-15	025-768-2176	025-768-4301
中里商工会	949-8401	十日町市上山己 3103-2	025-763-2868	025-763-4188
水沢商工会	949-8523	十日町市新宮甲 475-6	025-758-3035	025-758-4004
松代町商工会	942-1526	十日町市松代 3244-7	025-597-2006	025-597-2360
松之山商工会	942-1406	十日町市松之山 1571-3	025-596-2174	025-596-2350
中魚沼郡津南町				
津南町商工会	949-8201	中魚沼郡津南町下船渡丁 2920	025-765-2301	025-761-4039
柏崎市				
黒姫商工会	945-1241	柏崎市大字野田 853-1	0257-29-2001	0257-29-2250
北条商工会	949-3724	柏崎市大字大広田 68-1	0257-25-3322	0257-25-3502
高柳町商工会	945-1502	柏崎市高柳町岡野町 1859-3	0257-41-2407	0257-41-2200
西山町商工会	949-4124	柏崎市西山町礼拝 430-2	0257-47-2086	0257-47-2650
刈羽郡刈羽村				
刈羽村商工会	945-0307	刈羽郡刈羽村刈羽 111-2	0257-45-2386	0257-45-2985

【商工会（上越・佐渡地区）】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
上越市				
安塚商工会	942-0411	上越市安塚区安塚 732	025-592-2265	025-592-3470
浦川原商工会	942-0307	上越市浦川原区釜淵 53-1	025-599-2206	025-599-2092

大島商工会	942-1105	上越市大島区上達 1423-1	025-594-3719	025-594-3314
牧商工会	943-0647	上越市牧区柳島 1212	025-533-5070	025-533-5267
柿崎商工会	949-3216	上越市柿崎区柿崎 6090-1	025-536-2531	025-536-4494
大潟商工会	949-3111	上越市大潟区四ツ屋浜 773	025-534-3211	025-534-4832
頸城商工会	942-0127	上越市頸城区百間町 615-2	025-530-2156	025-530-2367
吉川商工会	949-3445	上越市吉川区原之町 1433-1	025-548-2109	025-548-3024
三和商工会	943-0316	上越市三和区井ノ口 329-1	025-532-2192	025-532-2454
中郷商工会	949-2301	上越市中郷区板橋 569-1	0255-74-2061	0255-74-2428
板倉商工会	944-0131	上越市板倉区針 938	0255-78-2117	0255-78-2775
清里商工会	943-0502	上越市清里区荒牧 10-5	025-528-4111	025-528-4195
名立商工会	949-1602	上越市名立区名立大町 193-4	025-537-2203	025-537-2743
妙高市				
妙高高原商工会	949-2105	妙高市大字毛祝坂 58-3	0255-86-2378	0255-86-4113
妙高商工会	949-2235	妙高市大字関山 1668-6	0255-82-2068	0255-82-3150
糸魚川市				
能生商工会	949-1352	糸魚川市大字能生字桑ノ町 1941-7	025-566-2244	025-566-4374
青海町商工会	949-0304	糸魚川市大字寺地 2153	025-562-2352	025-562-5201
佐渡市				
両津商工会	952-0011	佐渡市両津夷 182-1	0259-27-5128	0259-23-3868
相川町商工会	952-1542	佐渡市相川塩屋町 25-3	0259-74-3236	0259-74-3237
佐和田商工会	952-1324	佐渡市中原 328-3	0259-52-3148	0259-52-3531
金井商工会	952-1209	佐渡市千種 50-5	0259-63-4161	0259-63-4755
新穂商工会	952-0106	佐渡市新穂瓜生屋 99-2	0259-22-2166	0259-22-3836
畑野商工会	952-0206	佐渡市畑野甲 559-7	0259-66-2458	0259-66-3465
真野商工会	952-0318	佐渡市真野新町 132-31	0259-55-2711	0259-55-3116
小木町商工会	952-0604	佐渡市小木町 94	0259-86-2216	0259-86-2304
羽茂商工会	952-0504	佐渡市羽茂本郷 673-1	0259-88-2160	0259-88-3654
赤泊商工会	952-0711	佐渡市赤泊 189	0259-87-2200	0259-87-2916

【商工会連合会】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
商工会連合会	950-0965	新潟市中央区新光町 7-2	025-283-1311	025-285-1252
長岡支所	940-2127	長岡市新産 2 丁目 1 番地 4	0258-21-0688	0258-21-4333

【商工会議所】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
新潟商工会議所	950-8711	新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 7F	025-290-4411	025-290-4421
上越商工会議所	943-8502	上越市新光町 1-10-20	025-525-1185	025-522-0171
長岡商工会議所	940-0065	長岡市坂之上町 2 丁目 1-1	0258-32-4500	0258-34-4500

柏崎商工会議所	945-0051	柏崎市東本町 1-2-16	0257-22-3161	0257-22-3570
三条商工会議所	955-8603	三条市須頃 1 丁目 2 0 番地	0256-32-1311	0256-32-1310
新発田商工会議所	957-8550	新発田市中央町 4-10-10	0254-22-2757	0254-23-5885
新津商工会議所	956-0864	新潟市秋葉区新津本町 3-1-7	0250-22-0121	0250-25-2332
燕商工会議所	959-1200	燕市東太田 6856 番地	0256-63-4116	0256-63-8705
小千谷商工会議所	947-8691	小千谷市本町 2-1-5	0258-81-1300	0258-83-3632
糸魚川商工会議所	941-8601	糸魚川市寺町 2-8-16	025-552-1225	025-552-8860
村上商工会議所	958-0841	村上市小町 4-10	0254-53-4257	0254-53-0172
十日町商工会議所	948-0088	十日町市駅通り 17 番地	025-757-5111	025-752-6044
新井商工会議所	944-0048	妙高市下町 7-1	0255-72-2425	0255-73-7525
加茂商工会議所	959-1313	加茂市幸町 2-2-4	0256-52-1740	0256-52-4100
五泉商工会議所	959-1864	五泉市郷屋川 1-2-9	0250-43-5551	0250-42-1151
亀田商工会議所	950-0125	新潟市江南区亀田新明町 2-2-30	025-382-5111	025-382-5114

●新潟県内金融機関の連絡先一覧（申請窓口は、事前にお問い合わせください。）

名 称	担当部署	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
銀行					
第四銀行	コンサルティング推進部	951-8066	新潟市中央区東堀前七番町 1071-1	025-229-8180	025-222-4820
北越銀行	ソリューション営業部	940-8650	長岡市大手通 2-2-14	0258-39-7434	0258-36-4062
大光銀行	地域産業支援部	940-8651	長岡市大手通 1-5-6	0258-36-4111	0258-36-4151
りそな銀行	長岡支店	940-0062	長岡市大手通 2-4-10	0258-36-4090	0258-36-5090
八十二銀行	高田支店	943-0832	上越市本町 4-2-28	025-524-4181	025-522-5809
きらやか銀行	新発田支店	957-0053	新発田市中央町 3-3-5	0254-22-3734	0254-23-6835
富山第一銀行	長岡支店	940-0061	長岡市城内町 2-2-1	0258-33-4810	0258-35-0032
東邦銀行	新潟支店	951-8068	新潟市中央区上大川前通七番町 1230-7 ストックビル鏡橋 2F	025-378-2550	025-225-5000
北陸銀行	融資課	951-8687	新潟市中央区東堀前通七番町 1072-2	025-222-0521	025-229-5710
信用金庫					
新潟信用金庫	取引先支援部支援課	951-8666	新潟市中央区西堀通五番町 855-1	025-222-3111	025-227-6221
柏崎信用金庫	地域支援室	945-0051	柏崎市東本町 1-2-16(モーリエ 2内)	0257-24-3321	0257-22-7747
加茂信用金庫	融資部	959-1372	加茂市本町 1-29	0256-53-4313	0256-53-4190
長岡信用金庫	審査部経営支援課	940-8660	長岡市大手通 2-4-7	0258-37-5435	0258-36-4326
上越信用金庫	融資部	942-8666	上越市中央 1-11-1	025-543-0401	025-543-0399
村上信用金庫	審査管理部	958-8601	村上市小町 2-15	0254-53-5573	0254-53-3849
新井信用金庫	融資部	944-8601	妙高市栄町 2-3	0255-72-3101	0255-70-1146
三条信用金庫	コンサルティング営業部	955-8666	三条市旭町 2-5-10	0256-34-3474	0256-35-0841
新発田信用金庫	審査部	957-0053	新発田市中央町 3-2-21	0254-24-5100	0254-24-5113
信用組合					
新潟県信用組合	審査管理部	951-8686	新潟市中央区営所通一番町 302-1	025-328-4111	025-224-3641
糸魚川信用組合	経営サポート室	941-0057	糸魚川市南寺町 1-8-41	025-552-9880	025-552-9244
巻信用組合	融資部	953-0041	新潟市西蒲区巻甲 4180-1	0256-72-7111	0256-72-7110
協栄信用組合	融資部	959-1296	燕市東太田 6984	0256-61-1505	0256-61-1517
三條信用組合	業務部	955-0046	三条市興野 3-11-12	0256-35-7311	0256-34-3695
新潟大栄信用組合	業務課	959-0194	燕市分水桜町 1-4-14	0256-98-6291	0256-97-3750
塩沢信用組合	融資部	949-6408	南魚沼市塩沢 1221-4	025-782-1201	025-782-4063
新栄信用組合	審査部	950-0166	新潟市江南区旭 2-1-2	025-382-4111	025-382-7079
興栄信用組合	審査管理部	950-2112	新潟市西区内野町 1066	025-263-1888	025-263-1650
さくらの街信用組合	経営支援室	959-1824	五泉市吉沢 2-1-30	0250-43-3418	0250-42-2555

名 称	担当部署	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
J A					
佐渡農業協同組合	金融事業部融資課	952-1209	佐渡市千種 77	0259-63-2890	0259-63-2895
十日町農業協同組合	融資課	948-0055	十日町市高山 641-1	025-757-1572	025-752-7099
越後中央農業協同組合	金融共済部融資課	953-8503	新潟市西蒲区漆山 8833	0256-70-1514	0256-72-1413
柏崎農業協同組合	金融共済部融資課	945-0055	柏崎市駅前 1-3-22	0257-21-1000	0257-21-1027
越後ながおか農業協同組合	融資証券課	940-8550	長岡市今朝白 2-7-25	0258-35-1308	0258-33-2677
えちご上越農業協同組合	金融共済部融資課	943-0817	上越市藤巻 5-30	025-527-2002	025-527-2029
新潟県信用農業協同組合連合会	融資部	951-8570	新潟市中央区東中通一番町 189-3	025-230-2203	025-223-6953
にいがた南蒲農業協同組合	金融共済部融資課	955-0046	三条市興野 3-10-7	0256-36-5207	0256-36-5212
魚沼みなみ農業協同組合	金融共済部金融課	949-6608	南魚沼市美佐島 1834-1	025-772-3460	025-773-6553
北越後農業協同組合	金融共済部融資課	957-0011	新発田市島潟字弁天 1341-1	0254-26-2600	0254-22-4979
越後さんとう農業協同組合	金融共済部金融課	940-2305	長岡市大野 249	0258-41-2884	0258-41-2871
政府系金融機関					
日本政策金融公庫	新潟支店国民生活事業	950-0088	新潟市中央区万代 4-4-27 NBF 新潟テレコムビル 9F	025-246-2011	025-246-2022
	長岡支店国民生活事業	940-0087	長岡市千手 3-9-23	0258-36-4360	0258-37-0557
	三条支店国民生活事業	955-0092	三条市須頃 1-20 三条商工会議所会館	0256-34-7511	0256-33-0427
	高田支店国民生活事業	943-0832	上越市本町 5-4-5 あすとぴあ高田 2F	025-524-2340	025-522-2897
商工組合中央金庫	新潟支店	951-8061	新潟市中央区西堀通四番町 816-10	025-228-2195	025-229-5574